

電力先物取引の立会外取引等に係る取引時間の延長に伴う
立会外取引実施細則等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 立会外取引実施細則の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2. E F P 取引及びE F S 取引実施細則の一部改正新旧対照表 | 2 |

立会外取引実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申出時間)</p> <p>第3条 立会外取引の申出時間は、午後4時15分から翌暦日午前6時まで（ただし、エネルギー市場の電力にあっては、午後4時15分から午後7時<u>30分</u>まで）、又は午前8時20分から午後4時までとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この改正規定は、令和4年11月7日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年11月7日から施行することが適当でないとき当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。</p>	<p>(申出時間)</p> <p>第3条 立会外取引の申出時間は、午後4時15分から翌暦日午前6時まで（ただし、エネルギー市場の電力にあっては、午後4時15分から午後7時まで）、又は午前8時20分から午後4時までとする。</p>

E F P 取引及びE F S 取引実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申出時間)</p> <p>第6条 E F P 取引及びE F S 取引の申出時間は、午後4時15分から翌暦日午前6時まで（ただし、エネルギー市場の電力にあっては午後7時<u>30分</u>まで）、又は午前8時20分から午後4時までとする。</p> <p style="text-align: center;">附　　則</p> <p>1 この改正規定は、令和4年11月7日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年11月7日から施行することが適当でないとき当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。</p>	<p>(申出時間)</p> <p>第6条 E F P 取引及びE F S 取引の申出時間は、午後4時15分から翌暦日午前6時まで（ただし、エネルギー市場の電力にあっては午後7時まで）、又は午前8時20分から午後4時までとする。</p>